

平成23年12月13日

改正

平成25年4月1日

平成27年7月14日

令和2年4月1日第9248号

令和3年8月17日第9520号

関西医科大学動物実験規程／Rules and Regulations for Animal Experimentation, Kansai Medical University

動物実験は、医学の研究活動を支える重要な手段として人類及び動物の健康・福祉の増進等、多くの課題の解決にとって極めて重要であり、動物実験等はそのために必要不可欠な手段である。

こうした動物実験は、自然科学における研究の一般原則に従い、再現性が得られるように実験の諸要件に留意しながらも、一方では動物愛護の観点から動物の生命を尊重し、動物にできる限り苦痛を与えないように措置することによって、所期の成果を期待するものでなければならない。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）及び「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という。）に基づき、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（平成18年6月日本学術会議）（以下「ガイドライン」という。）を踏まえて、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、関西医科大学（以下「本学」という。）における動物実験の実施方法について定めたものである。

## 第1章 総則

（趣旨及び基本原則）

第1条 この規程は、関西医科大学における動物実験等を適正に行うため、動物実験管理委員会、動物実験委員会、動物実験共同委員会の設置及び動物実験計画の承認手続等に関する必要な事項を定める。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、ガイドライン及び「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、前項の定めにも則し、動物実験等の原則である苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）、代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）及び使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。）の3R（Refinement、Replacement、Reduction）に基づき、適正に実施しなければならない。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）動物実験等 第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。

（2）飼養保管施設 第5号に規定する実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設及び設備であり、医学の実験的研究を助成するため、本学附属生命医学研究所の中に全学の共同利用研究部門としておく実験動物飼育共同施設をいう。

- (3) 実験室 第5号に規定する実験動物に実験操作（原則48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 第5号に規定する実験動物の飼養若しくは保管または動物実験等を行う施設・設備及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 第1号に規定する動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物（施設等に導入するため輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 動物実験計画 前号に規定する実験動物を用いた実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 第5号に規定する実験動物を用いた実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 前号に規定する動物実験実施者のうち、個々の動物実験等の実施に係わる者をいう。
- (9) 施設管理者 学長の下で、第5号に規定する実験動物及び第4号に規定する施設等の管理を担当する総括的な責任者（第2号に規定する実験動物飼育共同施設の長）をいう。
- (10) 実験動物管理者 前号に規定する施設管理者と連携し、第5号に規定する実験動物に関する高度な知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 第9号に規定する施設管理者、前号に規定する実験動物管理者又は第7号に規定する動物実験実施者の下で、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、研究担当副学長、第9号に規定する施設管理者、第10号に規定する実験動物管理者、第7号に規定する動物実験実施者及び前号に規定する飼養者をいう。
- (13) 法令 法及び飼養保管基準、その他第1号に規定する動物実験等に関する法令（告示を含む。）をいう。
- (14) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

## 第2章 適用範囲

（適用範囲、準用）

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類を用いたすべての動物実験等に適用する。

- 2 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物以外の動物を実験等の利用に供する場合においても、法令、指針等及びこの規程の趣旨及び基本原則に沿って行うよう努めるものとする。
- 3 動物実験等を別機関にて共同で行う場合（委託等含む。）は、法令、指針等及び当該機関における機関内規定により、適正に動物実験等が実施されなければならない。

## 第3章 組織

（学長の責務）

第4条 学長は、本学における適正な動物実験等の実施に関する最終的な責任を負い、基本指針に定める措置その他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 学長は、法令及び指針等を踏まえ、実験動物飼育共同施設の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めた関西医科大学動物実験規程を制定する。
- 3 学長は、動物実験等の適正な実施のため、学内動物実験全般に関する委員会として動物実験管理委員会を設置する。
- 4 学長は、動物実験計画が法令、指針等及びこの規程に適合するか否かの審査、飼養保管施設の整備、動物実験等の実施状況及びその結果に関する助言、飼養保管施設及び実験室の承認及び調査、教育訓練、安全管理、自己点検・評価及び外部検証、情報公開、その他動物実験等の適正な実施のための諮問組織として、学内に動物実験委員会を設置する。
- 5 学長は、飼養保管施設の管理運営の円滑な実施のため、学内に動物実験共同委員会を設置する。
- 6 学長は、動物実験委員会の答申を受け、適正な動物実験計画について承認する。また、動物実験等の終了後、動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。
- 7 学長は、第9条に規定する届け出を行わなければならない。

（副学長の責務）

第5条 研究担当副学長は、本規定に基づいた適正な動物実験等の実施に関し、学長を補佐する。

## 第4章 委員会等

（動物実験管理委員会）

- 第6条 動物実験管理委員会は、動物実験全般に関する重要事項及び実験動物管理者に関する重要事項を審議し、学長に報告を行うものとする。
- 2 動物実験管理委員会は、学長が次に掲げるものから任命した委員により組織する。
- (1) 研究担当副学長
  - (2) 第7条に規定する動物実験委員会の委員長
  - (3) 施設管理者（実験動物飼育共同施設長）
  - (4) 実験動物管理者
  - (5) 大学院医学研究科委員会構成員互選による教授 4名
  - (6) 准講会選出に基づく准教授又は講師 2名（基礎社会系・臨床系から2名）
  - (7) その他動物実験に優れた識見を有する者（獣医師等） 1名若しくは2名
- 3 動物実験管理委員会委員長は研究担当副学長とする。
- 4 第2項第7号の委員は学長が指名する。
- 5 動物実験管理委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 動物実験管理委員会開催に関する議事録の作成及び保存等の動物実験管理委員会に関する事務は、研究部研究課が行う。
- 7 その他、動物実験管理委員会の運営等に係る細則は別途定める。
- （動物実験委員会）
- 第7条 動物実験委員会は、次に掲げる事項について学長の諮問を受けて審査又は調査し、学長に報告又は助言するものとする。
- (1) 動物実験責任者が申請した動物実験計画の動物実験等に関する法令、指針等及び本規程への適合
  - (2) 動物実験計画の実施状況及びその結果
  - (3) 実験動物飼育共同施設等の使用状況及び実験動物の飼養保管状況
  - (4) 法令及び指針等に関する教育訓練の内容又は体制
  - (5) 自己点検・評価及び外部検証に関すること
  - (6) その他、動物実験等の適正な実施に必要な事項
- 2 動物実験委員会は学長の指示を受け、適正な動物実験等の実施、並びに適正な実験動物の飼養保管を実施するために実験動物管理者及び施設管理者と連携し、教育訓練を実施しなければならない。
- 3 動物実験委員会は、学長が第4条に規定する責務を十分に果たすことができるよう配慮した上で、学長が次に掲げるものから任命した委員により組織する。
- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有するもの（3名）
  - (2) 実験動物に関して優れた識見を有するもの（1名若しくは2名）
  - (3) その他、学識経験を有するもの（1名若しくは2名）
- 4 動物実験委員会委員の選任及び任期は、別に定める「関西医科大学動物実験委員会規程」による。
- 5 動物実験委員会開催に関する議事録の作成及び保存等の動物実験委員会に関する事務は、研究部研究課が行う。
- （動物実験共同委員会）
- 第8条 動物実験共同委員会は、動物実験等の実施及び施設等の管理・運営に関する事項について審議し、研究担当副学長に報告を行うものとする。
- 2 動物実験共同委員会は、動物実験等及び施設等の公平かつ円滑な運営に資するために、利用代表者会議を開催する。
- 3 利用代表者会議に関する必要な事項は、別途定める。
- 4 動物実験共同委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 施設管理者（実験動物飼育共同施設長）
  - (2) 動物実験委員会委員長
  - (3) 実験動物管理者
- 5 動物実験共同委員会においては、委員長は定めず、合議で運営を行うものとする。
- 6 第4項に定める委員は学長が任命する。
- 7 動物実験共同委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補充

委員の任期は前任者の残存期間とする。

8 動物実験共同委員会開催に関する議事録の作成及び保存等の動物実験共同委員会に関する事務は、研究部研究課が行う。

9 その他、動物実験共同委員会の運営等に係る細則は別途定める。

(動物実験等を実施する機関の届け出)

第9条 学長は、本学において動物実験等を実施する際に、必要な場合は所管省庁の大臣もしくは大臣が指定する機関に以下の事項等を届け出るものとする。

- (1) 動物実験等を実施する機関の名称及び所在地
- (2) 動物実験等を実施する機関の長の氏名
- (3) 動物実験等の概要
  - (ア) 動物実験等を行う主たる分野
  - (イ) 主として取り扱う実験動物の種類と数
- (4) 動物実験外部検証の実施年度及び検証実施機関等  
(施設管理者)

第10条 施設管理者は本学大学院医学研究科委員会の議を経て、学長が任命する。

2 施設管理者の任期は2年とし、再任を妨げないが、通算6年を超えることはできない。また、施設管理者が欠け、補充の施設管理者が任命された場合の任期は前任者の残任期間とする。

3 施設管理者は、学長の下で、施設及び実験動物を管理し、施設及び実験動物の適切な飼養・健康管理と環境の確保、及び動物実験実施者に対する指導・教育・情報提供を行うとともに当該機能の向上を図るものとする。

4 その他、施設管理者の職務については別途定める。

(実験動物管理者)

第11条 実験動物管理者は動物実験管理委員会の議を経て、学長が任命する。

2 実験動物管理者の任期は2年とし、再任は妨げない。また、実験動物管理者が欠け、補充の実験動物管理者が任命された場合の任期は前任者の残任期間とする。

3 実験動物管理者は実験動物の適切な飼養及び健康管理並びに環境の確保を行うとともに、動物実験実施者への指導、教育及び情報提供等を行うものとし、具体的な職務は別途内規に定める。

#### 第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査)

第12条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの科学的信頼性の確保及び動物実験倫理の観点から、研究の目的、意義、必要性及び次条に掲げる事項を踏まえて、動物実験等の実施に先立ち、動物実験計画を立案及び申請し、学長の承認を受けた上で、動物実験等を適正に実施しなければならない。

(適切な動物実験等の方法の選択)

第13条 動物実験等の実施に当たっては、研究の目的、意義、必要性及び次に掲げる事項を踏まえ、適正な動物実験等の方法を選択して実施しなければならない。

- (1) 代替法の利用 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、実験動物を供しない方法が利用できる場合は当該方法によるなど、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。
- (2) 実験動物の選択 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
- (3) 苦痛の軽減 法令を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって実施すること。動物実験責任者は当該動物実験計画における具体的実験処置及び予想される苦痛の程度を動物実験計画書に記述し、動物実験委員会の審査を受け、学長の承認を得ること。
- (4) 人道的エンドポイント 動物実験責任者は、苦痛度の高い動物実験、あるいは致命的な動物実験等を行う場合、実験に伴う激しい苦痛から動物を解放するためのエンドポイント(実験打ち

りの時期)を実験計画段階で設定すること。

- 2 学長は、動物実験等の開始前に動物実験責任者に動物実験計画を申請させ、動物実験委員会の審査を経て、申請を承認又は却下する。
- 3 学長は、所定の様式にて、その審査結果を当該動物実験責任者に通知する。
- 4 学長は、飼養環境の汚染により実験動物が傷害を受け、あるいは疾病に罹患することのないよう施設及び設備を保持するとともに、必要に応じ、検疫を実施し、また、利用の目的に関連しない傷害・疾病の予防・治療等を行い、実験動物の健康保持に配慮しなければならない。

(動物実験等の実施場所)

第14条 動物実験等の実施場所は、原則として、実験動物飼育共同施設内の実験室とする。ただし、実験動物飼育共同施設以外において、動物に対し実験操作等を行う実験室を必要とする場合には、当該講座・部門の長は、動物実験室設置申請書を提出し、学長の承認を得なければならない。

(実験操作)

第15条 動物実験責任者は、動物実験を行うに当たっては、法令及び指針等に則するとともに、適切に維持管理された施設等において、動物実験計画書に記載された事項及び以下に掲げる事項を遵守の上、動物実験を行わなければならない。

- (1) 適切な麻酔薬及び鎮痛薬等の利用
- (2) 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
- (3) 適切な術後管理
- (4) 適切な安楽死の選択

(安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等)

第16条 物理的及び化学的に危険な材料、あるいは病原体等、人若しくは実験動物の安全・健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす危険性のある動物実験等を実施する際には、これらの取扱いに係る関係法令等の規定並びに本学の施設及び設備の状況を踏まえ、動物実験実施者等の安全の確保及び健康保持のほか、実験動物等の衛生、公衆衛生、生態系及び環境保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 飼養環境の汚染により実験動物が傷害を受け、あるいは疾病に罹患することのないよう施設及び設備を保持するとともに、必要に応じ、検疫を実施するものとする。また、利用の目的に関連しない傷害・疾病の予防・治療等を行い、実験動物の健康保持に配慮しなければならない。
- 3 遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、これらの取扱いに係る関係法令等の規程並びに本学における施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意するものとする。
- 4 実験の実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努め、侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行わなければならない。

(実験終了時の措置)

第17条 動物実験等の終了若しくは中断時、あるいは人道的エンドポイントに達したと判断し、実験を終了する際には、動物の殺処分方法に関する指針(平成19年11月12日環境省告示第105号)に則り、国際的に容認された適切な方法で安楽死処置を実施しなければならない。

(動物実験実施結果の報告)

第18条 動物実験責任者は、動物実験計画書に基づき、動物実験実施後、動物実験中間報告書若しくは動物実験履行結果報告書により、使用動物数、計画変更の有無、実験成果等について学長に報告するものとする。

- 2 学長は、動物実験計画の実施の結果について、必要に応じ動物実験委員会の助言を受け、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。

## 第6章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアル等の作成と周知)

第19条 施設管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアル(標準操作手順)を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第20条 管理者等、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準に基づく次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。また、実験動物の飼養及び保管(輸送時を含む。)

は、法令を踏まえ、実験動物管理者の下で科学的観点から適切に行わなければならない。

- (1) 実験動物の生理、生態及び習性等に応じ、かつ、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌、給水及び必要な健康管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。
- (2) 実験目的以外の傷害や疾病から実験動物を守るために、必要な健康管理を行うこと。また、実験動物が傷害を負い、又は疾病にかかった場合にあっては、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。
- (3) 施設管理者は、施設等への実験動物の導入に当たっては、法令及び指針等に基づき適正に管理されている機関より導入し、動物実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにすること。
- (4) 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、必要に応じて適切な検疫（書面検疫を含む。）又は隔離飼育を行うこと。
- (5) 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化又は順応を図るための措置を講じること。
- (6) 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、動物実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。
- (7) 実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

（記録管理の適正化及び報告）

第21条 管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴及び病歴等に関する記録管理を適正に行うよう努めなければならない。また、人に危害を加える等のおそれのある特定動物、あるいは特定外来生物等については、名札、脚環及びマイクロチップ等による識別措置を講じるように努めるものとする。

2 飼養保管した実験動物の種類及び匹数等については、年度ごとに学長に報告すると同時に、情報公開しなければならない。

（生活環境の保全）

第22条 管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行うとともに、施設等を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭並びに害虫等の発生の防止を図ることによって、また、施設等の整備等により騒音の防止を図ることによって、施設等及び施設周辺の生活環境の保全に努めるものとする。

## 第7章 安全管理

（危害等の防止）

第23条 管理者等は、実験動物の飼養及び保管に当たり、次の事項に留意の上、実験動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

- (1) 施設管理者は、実験動物が逸走しない構造及び強度の施設を整備すること。
- (2) 施設管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が実験動物に由来する疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行うこと。
- (3) 施設管理者及び実験動物管理者は、動物実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設等の構造及び飼養又は保管の方法を確保すること。
- (4) 実験動物管理者は、施設等の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。
- (5) 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。
- (6) 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じること。

（逸走時の対応）

第24条 管理者等は、実験動物が保管設備等から逸走しないよう必要な措置を講じ、また、施設管理者は、実験動物が逸走した場合の捕獲等の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、人に危害を加える等のおそれがある実験動物が施設外に逸走した場合には、速やかに関係機関への連絡を行わなければならない。

（緊急時の対応）

第25条 施設管理者は、地震及び火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成し、

関係者に周知を図り、また、管理者等は、緊急事態が発生したときは、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。  
(譲渡及び輸送)

第26条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たっては、その生理、生態、習性等、適正な飼養及び保管の方法並びに感染性の疾病等に関する情報を所定の情報提供書にて提供し、譲り受ける者に対する説明責任を果たさなければならない。

2 実験動物の輸送を行う場合には、次に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物による人への危害等の発生の防止に努めなければならない。

(1) なるべく短時間に輸送できる方法を採用すること等により、実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくすること。

(2) 輸送中の実験動物には必要に応じて適切な給餌及び給水を行うとともに、輸送に用いる車両等を換気等により適切な温度に維持すること。

(3) 実験動物の生理、生態及び習性等を考慮の上、適切に区分して輸送するとともに、輸送に用いる車両及び容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造等のものを選定すること。

(4) 実験動物が保有する微生物及び実験動物の汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講じること。

(人獣共通感染症に係る知識の習得等)

第27条 管理者等は、人獣共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努め、人獣共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めるものとする。

## 第8章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第28条 実験動物飼育共同施設以外に新たに飼養保管施設を設置(変更を含む。)する場合は、施設管理者が所定の「飼養保管施設設置承認申請書」により、学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項により申請された飼養保管施設を動物実験委員会に調査させ、その助言により、申請を承認し、又は却下するものとする。

3 施設管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行わせることができない。

(飼養保管施設の要件)

第29条 動物実験等を実施する際の実験動物の飼養及び保管は、法令を踏まえ、科学的観点及び動物の愛護の観点から適切に実施するものとする。また、飼養保管施設は以下の要件を満たさなければならない。

(1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

(2) 実験動物の種に応じた飼養設備、衛生設備及び逸走防止のための設備又は構造を有すること。

(3) 実験動物の逸走を防止できる構造及び強度を有すること。

(4) 飼養保管施設の周辺環境等に悪影響を及ぼさないよう、臭気、騒音、廃棄物の扱い等の環境衛生面に十分配慮がなされていること。

(5) 実験動物管理者が置かれていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第30条 施設管理者及び実験動物管理者は、実験動物の適正な飼養保管、並びに動物実験等を行う施設等の維持及び改善に努めなければならない。

2 施設管理者及び実験動物管理者は、施設等及び周辺の環境衛生の保全に努めなければならない。

3 学長は、実験動物の飼養及び保管の状況について施設管理者及び実験動物管理者から報告させ、必要に応じ動物実験委員会の助言を受け改善措置を講ずるものとする。

(実験室の設置)

第31条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む。)する場合、講座主任等は所定の「実験室設置承認申請書」により、学長に申請しなければならない。

2 学長は、申請された実験室を動物実験委員会に調査させ、その助言により、申請を承認し、又は却下するものとする。

3 動物実験実施者及び飼養者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での実験動物への実験操作（原則48時間以内の一時的保管を含む。）を行うことができない。

（実験室の要件）

第32条 動物実験等を実施する際の実験動物の飼養及び保管は、法令を踏まえ、科学的観点及び動物の愛護の観点から適切に実施するものとし、実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

（1） 実験動物の種に応じた飼養設備、衛生設備及び逸走防止のための設備又は構造を有すること。

（2） 飼養保管施設の周辺環境等に悪影響を及ぼさないよう、臭気、騒音及び廃棄物の扱い等の環境衛生面に十分配慮がなされていること。

（施設等の廃止）

第33条 施設等を廃止する場合は、施設管理者が所定の「施設等廃止届」により、学長へ届出なければならない。

2 学長は、前項により届出された廃止施設等を動物実験委員会に調査させ、その報告により、廃止を承認するものとする。

3 施設管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

#### 第9章 教育訓練

（教育訓練の実施）

第34条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、適正な動物実験等の実施並びに実験動物の適切な飼養及び保管のために、以下の事項に関する所定の教育訓練を実施するものとする。また、動物実験実施者等の資質向上を図るために必要な措置を講じるものとする。

（1） 法令、指針等及び本学の定める規程等

（2） 動物実験等の方法に関する基本的事項

（3） 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項

（4） 安全確保及び安全管理に関する事項

（5） 人獣共通感染症に関する事項

（6） その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

#### 第10章 自己点検・評価及び外部検証

（基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び外部検証）

第35条 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性、及び飼養保管基準の遵守状況に関し、自ら点検及び評価を実施するものとする。

2 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、前項に規定する自己点検・評価の結果について、本学以外の専門家による検証を定期的に実施するものとする。

#### 第11章 情報公開

（情報公開方法等）

第36条 学長は、本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、外部の機関等による検証の結果、その他国立大学法人動物実験施設協議会並びに公私立大学実験動物施設協議会が要請する項目等）及び飼養保管基準等の遵守状況を、毎年1回程度公表するものとする。

#### 第12章 罰則

（規程違反等に関する罰則）

第37条 学長は、本規程に違反した者の動物実験等を直ちに中止させ、一定期間動物実験等の実施を禁ずることができる。

2 罰則の適用に関して、学長は動物実験委員会の助言を求めることができる。

#### 第13章 その他

#### 第14章 補則

（準拠）

第38条 本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の適正な飼養及び保管に関する具体的な方法は、ガイドラインに準拠するものとする。



第39条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は動物実験管理委員会において定める。

(規程の改廃)

第40条 この規程の改廃は動物実験管理委員会及び本学大学院医学研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程に定めるもののほか、必要な事項は動物実験委員会において定める。
- 2 この規程は、平成23年12月13日から施行する。なお、この施行日をもって動物実験指針は廃止する。

附 則（平成25年4月1日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月14日）

- 1 この規程は、平成27年7月14日から施行する。
- 2 この規程の施行日以降、この規程に定めるもののほか、その他動物実験施設の運営に必要な事項は動物実験管理委員会で審議し、学長が定める。

附 則（令和2年4月1日第9248号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月17日第9520号）

- 1 平成23年12月13日制定附則第1項及び平成27年7月14日改正附則第2項については、令和3年4月1日をもって廃止する。
- 2 この規程は、令和3年4月1日から施行する。